

# 地域資源活用の実例の調査

## 1 総論

緊急消防援助隊が幾日にもわたって活動する場合は、部隊の宿営、物資補給等を行う後方支援拠点として、ある程度の規模の場所が必要である。これについては、一般的に各都道府県の受援計画等で施設が定められている。ただし、その多くは、応援部隊の活動の支援を目的とした設備を設置してはいない。そこで、広域活動拠点の整備手法としては、これらの施設への設備の設置又は広域活動拠点としての新たな施設の整備も考えられる。

これに関して、「緊急消防援助隊活動拠点施設に関する調査報告書」（平成24年3月）では、「昨今の地方行財政環境に伴う制約あるいは広大な面積を確保する困難性等により、現実的にはそれらの機能を、都道府県や市町村のほか、非常時を想定した協定締結等により、民間部門を含む様々な地域資源をネットワーク化する形で発揮させる手法が中心になるのではないかと考えられる」としている。

本調査でも、施設整備よりも、なるべく既存の地域資源（施設・設備、組織等をいう。以下同じ。）を活用した広域活動拠点の機能の形成に重点を置く。

そこで、阪神淡路大震災、中越地震、中越沖地震及び東日本大震災において地方公共団体と民間が連携して対応した実例を、関係地方公共団体が発行している報告書等を参考にして調査した。

## 2 阪神・淡路大震災（平成7年1月17日発生）での実例

当時は、地方公共団体と民間の協定による協力関係が定着していなかった。しかし、次に掲げるように、事業所、業界団体等の自発的協力により、各種支援活動が行われた。個人によるボランティア活動も多く行われたが、組織的なものは、まだ少なかった。

阪神・淡路大震災を機に、企業及び業界団体との協定による協力及び各種ボランティア団体との連携が進むようになった。

- (1) 神戸市では、協定を締結していた食品卸業者等へ連絡したが、いずれも被災していた。当初の物資調達には、大手スーパー、生協等の協力が大きかった。神戸市災害対策本部には、コープこうべ、ダイエー等の連絡要員が入り、自ら各店舗等への指示を行った。
- (2) ダイエー、ローソン、セブン・イレブン等の大手チェーンストアは、発災後も店舗を開店し、在庫のある商品、空輸された食糧、食糧品以外の毛布、懐炉等を無料又は廉価で住民に提供した。
- (3) 生活共同組合コープ神戸等は「災害時に食糧等を放出する」という契約に基づき、食料を提供した。
- (4) 宗教団体等からは、食糧・飲料水の供給、便所、避難場所等が提供された。

## 3 新潟県中越地震（平成16年10月23日発生）及び新潟県中越沖地震（平成19年7月16日発生）での実例

新潟県では、阪神・淡路大震災を教訓にし、公共機関、業界団体間等との協定を締結した。平成16年の一連の災害（7月の豪雨災害、10月の新潟県中越地震及び12月から翌年3月までの豪雪災害）を機に、更に多くの団体、企業及び業界団体との協定を締結し、連携を拡充した。新潟県中越地震での実例は、次のとおりである。

その後、新潟県中越沖地震（平成19年7月16日発生）を経て、協定の対象は、災害医療、建築・土木、民間賃貸住宅の仲介、電気工事関係、遺体保存等にも広がった。

- (1) 新潟県、新潟県内各市町村、広域事務組合、衛生施設組合、清掃センター等が締結した「新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」等に基づき、仮設トイレが設置されるとともに、県からの要請に基づき尿尿処理が行われた。
- (2) 新潟県、新潟県内各市町村、社団法人新潟県トラック協会、赤帽新潟県軽自動車運送協同組合等が締結した「災害発生時の物資の緊急・救援輸送等に関する協定」に基づき、物資の輸送が滞りなく実施された。
- (3) 新潟県、特定非営利活動法人コメリ災害対策センター、新潟県生活協同組合連合会、大手チェーンストア等が締結した「災害時における応急生活物資供給等に関する協定」に基づき、食糧・飲料水、日用品等が提供された。
- (4) 新潟県と新潟県漬物協同組合、新潟県醤油協同組合、新潟県味噌工業協同組合、新潟県飲用牛乳協会、新潟県パン協同組合、新潟県酪農協同組合連合会等が各々締結した覚書に基づき、食糧が提供された。
- (5) 新潟県医薬品卸組合は、新潟県との間で締結した「災害時における医薬品等の供給に関する協定」に基づき、発災当日から避難所の規模に必要な医薬品、薬箱等を被災者へ供給し、以後は各避難所の使用状況に応じて補充した。
- (6) 新潟県環境整備事業協同組合は、新潟県との間で締結した「災害時における一般廃棄物の収集運搬に係る無償救援等に関する協定」に基づき、新潟県中越沖地震で1月以上にわたり372車両を、新潟県中越沖地震で3月にわたって245車両を派遣した。
- (7) 日清食品株式会社は、日本生活協同組合連合会との間で締結した「大地震発生時、商品を優先的に提供する協定」に基づき、新潟県中越沖地震で、救援物資として即席麺類11,000食を緊急輸送した。また、給湯機能付きキッチンカー2台を派遣し、柏崎市で4日間支援活動を行い、約3,600人に食糧を提供した。
- (8) 赤帽新潟県軽自動車運送協同組合は、新潟県との間で締結した「災害発生時の物資の緊急・救援輸送等協定」により、新潟県中越地震では、長岡市で16日間にわたり車両約160台により食糧を輸送した。また、新潟県中越沖地震では、延べ126台が出動し、避難約80か所に食料品、日用品等の救援物資を配送した。

#### 4 東日本大震災（平成23年3月11日発生）での実例

政府の被災者生活支援チームは、被災県からの要請に基づいて、関係団体・企業を通じて、緊急支援物資（食料、飲料、毛布、燃料等）、生活用品等（副食品、離乳食、乳児用ミルク、服、下着、おむつ、薬等）、避難所環境改善物資（炊き出しセット、洗濯機、一般薬、パーティション等）を調達・搬送してきた。その際、243社・37団体から物資が無償で提供された。また、海外からの多くの支援物資の仕分け・保管・輸送について、2社が無償で協力した。また、多くの企業及び団体が、関係省庁又は地方公共団体からの要請に基づき、又は独自に、様々な形で被災地への支援を行った。これらの支援のうち若干の実例を次に掲げる。

また、近年は、多くの地方公共団体が、災害時に燃料の提供、食糧の提供、物資の搬送など様々な協力を得ることができるよう、企業等との間で協定を締結している。東日本大震災でも、これらの協定に基づく協力が行われた。しかし、予想以上の大規模かつ広範囲の被害が発生したため、このような協定が十分に機能しなかった事例も見られ、より実効

性のある連携のあり方が問われている。

- (1) 日清食品グループは、発災後直ちに被災地へカップ麺200万食を提供したほか、給湯機能を有するキッチンカー7台による支援を約1月にわたり行い、避難所でカップ麺等を提供した。
- (2) ローソングループは、地震発生後の4分後に災害対策本部を設置し、営業可能な東北地方の店舗へ全国の工場から商品を生産供給する方針を決定した。12日には、本部社員100名を現地に派遣することを決定した。13日には、東北地方への商品の供給を再開するとともに、救援物資の配送を開始した。
- (3) 公益社団法人全日本トラック協会では、発災直後から被災地へ物資輸送を実施するため、緊急対策中央本部を設置し、国との連絡調整及び傘下会員等との連絡調整を行い、緊急輸送を行った。延べ1,924台で、食糧品1,898万食、飲料水460万本、毛布46万枚等を輸送した。
- (4) 公益社団法人全日本トラック協会の岩手県、宮城県及び福島県の各支部では、各県と締結している「災害発生時物資の緊急・救援輸送に関する協定」に基づき、食糧12,468,895食、飲料水1,890,905本、毛布273,708枚等を輸送した。
- (5) 一般社団法人日本長距離フェリー協会では、北海道から東北に向けて、自衛隊、警察、消防、行政機関等の人員、車両等の緊急輸送を行った。平成23年9月11日までの436便で、車両約12,000台、人員約45,000人を輸送した。

## 5 消防活動を意識した協定

地域資源の活用手法としては、地方公共団体と民間部門が協定を締結することが一般的である。ほとんどの協定は、消防活動を意識した内容ではない。しかし、東京都が締結している協定には、次に掲げるような協定がある。

### (1) 消防水利（防火水槽等）への充水

#### ア 内容

コンクリートミキサー車の積載水を消防隊の消火活動に活用するために、防火水槽等の消防水利への充水作業を行う。

#### イ 名称

震災時における消火活動業務に関する協定

#### ウ 当事者

東京都（東京消防庁）、東京都生コンクリート工業組合、東京地区生コンクリート協同組合、三多摩生コンクリート協同組合、東関東生コン協同組合、埼玉中央生コン協同組合、玉川生コンクリート共同組合及び湘南生コンクリート協同組合

### (2) 救急隊用の酸素ボンベの供給

#### ア 内容

医療用の酸素ボンベを震災時に救急隊用として確保し、供給する。一般的には、医療機関向けの酸素ボンベの供給に関する協定が多いが、この協定は、救急隊用に特化している。

#### イ 名称

災害時における救急用酸素の調達業務に係る協定

#### ウ 当事者

東京都（東京消防庁）、有限責任中間法人日本医療ガス協会、有限責任中間法人東

京医薬品卸業協会、有限責任中間法人日本衛生材料工業連合会及び商工組合東京医科機器協会

(3) 災害救助犬の出動

ア 内容

消防隊の人命検索活動のために、災害救助犬を出動させる。

イ 名称

協定を締結した相手方により異なる。

ウ 当事者

東京都（東京消防庁）、社団法人ジャパンケンネルクラブ、災害救助犬富山、日本災害救助犬協会及び日本レスキュー協会（東京都と各団体が各々締結）

(4) 消防職員及び消防資機材の搬送

ア 内容

震災時に、消防職員及び消防資機材を陸路により搬送することが困難な場合に、船舶を用いて搬送する。

イ 名称

震災時における消防職員及び消防資機材の搬送に関する協定

ウ 当事者

東京都（東京消防庁）、屋形船東京都協同組合及び公益財団法人東京都公園協会（東京都と各団体が各々締結）

(5) 震災時の救急車等が不足する場合の傷病者の搬送

ア 内容

震災等大規模災害で救急車等の搬送車両が不足する場合に傷病者を搬送する。

イ 名称

- (ア) 震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定
- (イ) 大規模災害時における傷病者の搬送に関する協定

ウ 当事者

- (ア) 東京都（東京消防庁）及び東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会
- (イ) 東京都（東京消防庁）及び国際自動車株式会社

**【主な参考資料】**

- 1 消防庁（平成 8 年 1 月）『阪神・淡路大震災の記録』ぎょうせい
- 2 神戸市消防局（平成 8 年 1 月）『阪神・淡路大震災における消防活動記録』東京法令出版
- 3 福島徹・松本滋・草地賢一（平成10年 4 月）「阪神・淡路大震災の復興過程に関する研究（地域、団体、ボランティア）」（姫路工業大学『平成 9 年度兵庫県立大学特別研究助成報告書』）
- 4 兵庫県福祉部長寿社会政策局すこやかな社会づくり推進室（平成 8 年 3 月）『防災とボランティアを考えるシンポジウム報告書』
- 5 朝日新聞ほか（平成 8 年 4 月）『阪神・淡路大震災報道写真記録集』
- 6 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会（平成22年 8 月）「阪神・淡路大震災における神戸市の対応状況」（中央防災会議『地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会資料 2』）

- 7 防災行政研究会（平成21年 5月）『大規模災害における緊急消防援助隊ハンドブック 4訂版』東京法令出版
- 8 財団法人消防科学総合センター（平成21年 3月）『地域防災データ総覧 能登半島・新潟中越沖地震編』
- 9 亀本和彦（平成17年 2月）「新潟県中越地震の被災とそれからの復興」（国立国会図書館『調査と情報』第467号）
- 10 福本潤也ほか（平成24年 2月）「東日本大震災における緊急支援物資の流動実態の定量的把握」（国土交通省『平成23年度国土政策関係研究支援事業研究成果報告書』）